

別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係）

基準項目(数字番号)	制 限 (数字番号)
長さ (001)	1 自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること (001) 2 自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの付近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること (071) 3 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること (091)
幅 (002)	1 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること (002) 2 自動車の最外側付近の前面には白色の灯火(光度300カンデラ以下)を、後面には黄色の灯火(光度300カンデラ以下)をそれぞれ備えること (072) 3 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること (091)
高さ (003)	1 自動車の後面及び運転者席には、高さを表示すること (003) 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること (091)
車両総重量(004)	1 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること (004) 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること (091)
軸重 (005)	1 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること (005) 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること (091)
隣軸重 (056)	1 自動車の後面及び運転者席には、隣軸重を表示すること (095) 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること (091)
輪荷重 (006)	1 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること (006) 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること (091)
最大安定傾斜角度 (007)	1 自動車の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること (010) 2 運行速度は、5キロメートル毎時以下とすること (051) 3 運行速度は、15キロメートル毎時以下とすること (052) 4 運行速度は、25キロメートル毎時以下とすること (053) 5 運行速度は、30キロメートル毎時以下とすること (054)
最小回転半径 (008)	1 自動車の後面及び運転者席には、最小回転半径を表示すること (007)

接地王 (009)	1 自動車の後面及び運転者席には、接地王を表示すること (008)
操縦装置の配置 (010)	1 保安上の制限事項なし (000)
液化石油ガス燃料装置 (016)	1 保安上の制限事項なし (000)
リアオーバerrハンク (017)	1 自動車の後面及び運転者席には、リアオーバerrハンクを表示すること (009)
騒音防止装置 (028)	1 保安上の制限事項なし (000)
車幅灯 (030) 尾灯 (034) 制動灯 (037) 後退灯 (038) 方向指示器 (039) 灯光の色等の制限 (042)	1 保安上の制限事項なし (000)
前部反射器 (031) 側方反射器 (033) 後部反射器 (036)	1 保安上の制限事項なし (000)
上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	1 運行に当たっては、貨物自動車運送事業法を厳守すること (145) 2 貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る (146)

備考

(1) 運行記録計の備付けは、最高速度が40キロメートル毎時を超える自動車に限る。

(2) 幅(002)中の2の制限については、車幅灯及び尾灯が保安基準に適合するように取り付け

られている場合にあつては、付さないこととする。

(3) 運行速度に関する制限については、当該自動車の最高速度に応じて付すものとする。